



2026年6月1日

各 位

会 社 名 株式会社イーディーピー
代表者名 代表取締役社長 藤森 直治
(コード番号：7794、東証グロース市場)
問合せ先 代表取締役副社長 兼 総務部長 高岸 秀滋
(TEL 06-6170-3871)

第三者割当による新株式及び第18回新株予約権（行使価額修正条項付） の発行条件等の決定に関するお知らせ

当社は、2026年5月27日（以下「発行決議日」といいます。）開催の取締役会決議に基づく、竹内工業株式会社（以下「竹内工業」といいます。）及び株式会社榎屋（以下「榎屋」といいます。）を割当予定先とする第三者割当による新株式（以下「本新株式」といいます。）の発行並びに岡三証券株式会社（以下「岡三証券」といいます。）竹内工業及び榎屋とあわせて、個別に又は総称して「割当予定先」といいます。）を割当予定先とする第三者割当による第18回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行に関し、本日（以下「条件決定日」といいます。）開催の取締役会において発行条件等を決議しましたので、発行決議日に公表した本新株式及び本新株予約権の発行に関して未確定だった情報につき、下記のとおりお知らせいたします（以下、本新株式及び本新株予約権の発行を総称して「本第三者割当」といいます。）

なお、本新株式及び本新株予約権の発行に関する詳細は、発行決議日付で公表した「第三者割当による新株式及び第18回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ」（以下「発行決議時プレスリリース」といいます。）をご参照ください。

記

1. 決定された発行条件等の概要

当社は、本日、本新株式及び本新株予約権について以下に記載の各条件につき決議するとともに、これらの条件を含め、別紙に記載の本新株式及び本新株予約権の発行要項記載の内容で本新株式及び本新株予約権を発行することを決議しております。

(1) 本新株式

① 払 込 期 日	2026年6月16日
② 発 行 新 株 式 数	472,500株
③ 発 行 価 額	1株につき1,058円
④ 調 達 資 金 の 額	499,905,000円
⑤ 資 本 組 入 額 の 総 額	249,952,500円
⑥ 募 集 又 は 割 当 方 法 (割 当 予 定 先)	第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てます。 ・竹内工業 283,500株 ・榎屋 189,000株
⑦ そ の 他	上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

(2) 本新株予約権

① 割 当 日	2026年6月16日
② 発 行 新 株 予 約 権 数	30,000個
③ 発 行 価 額	総額34,320,000円（本新株予約権1個当たり1,144円）

この文書は、当社の新株式及び第18回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

④ 当該発行による潜在株式数	3,000,000株（本新株予約権1個当たり100株） 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額は、689円としますが、下限行使価額においても、潜在株式数は3,000,000株であります。
⑤ 調達資金の額	3,465,320,000円（注）
⑥ 行使価額及び行使価額の修正条項	当初行使価額は1,149円とします。 本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」といいます。）の直前取引日（以下に定義します。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値とし、以下「終値」といいます。）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」といいます。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日以降、当該修正日価額に修正されます。但し、修正後の金額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。 「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。
⑦ 行使期間	2026年6月17日から2028年6月19日まで
⑧ その他	当社は、岡三証券との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件として、本新株予約権に係る買取契約（以下「本買取契約」といいます。）を締結する予定です。本買取契約において、以下の内容が定められる予定です。詳細は、発行決議時プレスリリースの「3. 資金調達の概要及び選択理由（1）資金調達方法の概要及び選択理由」に記載しております。 ・本新株予約権の行使指定及び行使指定の撤回 ・本新株予約権の停止指定及び停止指定の撤回 ・割当予定先による本新株予約権の取得に係る請求 また、本買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の決議による承認が必要である旨が定められる予定です。

（注）調達資金の額は、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した金額から、本第三者割当に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の発行価額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額です。また、行使価額が修正又は調整された場合には、当該調達資金の額は変動いたします。

2. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（1）調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
3,981,225,000	16,000,000	3,965,225,000

- （注）
1. 払込金額の総額は、本新株式の発行価額の総額（499,905,000円）に、本新株予約権の発行価額の総額（34,320,000円）及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額（3,447,000,000円）を合算した金額であります。
 2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使された場合の金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。
 3. 発行諸費用の概算額の内訳は、本新株式及び本新株予約権の発行に関する弁護士費用、評価算定費用、割当予定先の調査費用、登録免許税等の合計額であります。
 4. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりませぬ。

この文書は、当社の新株式及び第18回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額3,965,225,000円につきましては、下記のとおり充当する予定であります。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 2インチ単結晶ウエハの開発投資	670	2026年8月～2028年3月
② 4インチモザイクウエハの開発投資	810	2027年10月～2029年3月
③ 2インチ低抵抗ウエハの開発投資	830	2027年1月～2028年10月
④ ラボグローンダイヤモンド原石増産及び宝石販売体制の確立	800	2027年7月～2029年5月
⑤ 開発並びに製造工場の増、新設	855	2027年8月～2028年12月
合計	3,965	—

- (注) 1. 本新株予約権の行使状況又は行使期間における株価推移により、実際の調達金額が上記支出予定金額に満たない場合には、自己資金又は借入等も活用して、可能な限り上記の方針に沿った事業活動を展開する予定であります。なお、本新株予約権の行使期間における株価推移により上記の使途に充当する支出予定金額を上回って資金調達ができた場合には、上記の方針が変化することはないと見られますが、状況によっては他社との連携や買収などの新たな資金使途も検討の対象といたします。
2. 当社は、本新株式の発行並びに本新株予約権の払込み及び行使により調達した資金を速やかに支出する計画であります。支出実行までに時間を要する場合には、銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。
3. 上記具体的な使途につき、①から④の順に優先的に充当し、また、⑤については、開発の進捗や受注状況、とりわけ国内外のデバイス関係のプロジェクトの進捗状況を踏まえて機動的に充当する予定であります。

上記表中に記載された資金使途に関する詳細は以下のとおりです。

当社が大型ウエハ等の新製品を市場に投入し、宝石を大量に販売するビジネスの新体制を構築するには、今後3年程度の期間において様々な投資が必要となります。これらについて上記の使途の項目ごとに内容を示します。なお、上記の使途①から⑤は、発行決議日に別途公表した当社の中期経営計画に準拠しております。株式会社本田技術研究所（以下「本田技研」といいます。）と本年8月中に締結を予定している共同研究開発契約の内容によって設備導入時期や規模が変更される可能性があります。

① 2インチ単結晶ウエハの開発投資について

2インチ単結晶ウエハを作製するには、50x50mm以上の面積を持つ単結晶を開発する必要があります。2025年2月に製品化した30x30mm単結晶を、50x50mm単結晶に拡大する開発が、現在進行中であります。この50x50mm単結晶は4インチモザイクウエハの開発に必要な素材であり、その為にも公表しておりますロードマップで2028年3月までに開発することを目標としております。開発の結果として2インチ単結晶ウエハが製品化できる見通しです。2インチモザイクウエハに比べると、結晶粒界が無い分、利用できる面積が大きくなり、製作できるデバイス数を増加できます。

単結晶の面積の拡大は、しかし、現在使用しているマイクロ波プラズマCVD装置では、面積方向の成長はできないため、(100)面成長で厚さ方向の成長を行っておりますが、この(100)面の方向を変えて成長することによって、単結晶の形状を拡大します。厚さ方向に十分な成長を行うためには、成長装置の内部構造をこの成長に合致するように工夫する必要があります。新規に成長装置を開発することが必要です。

また、当社のウエハ製作工程の都合から、2インチ単結晶ウエハ（直径50mmの円盤状）を製作するためには、50x50mm以上の四角形の単結晶を得る必要があります。半導体分野で使用する製品ですので、結晶品質が高いものを作る必要があります。成長速度はそれ程早くない条件を選んでおります。このため、成長には通常条件に比べ非常に長期間が必要であり、安定的な成長ができ、結晶成長の高さが50mm以上の装置を開発する必要があります。

また、早急に50x50mm単結晶を製作するために、開発要員の増強をすぐにも行う必要があります。公募を急ぐとともに、人材紹介会社への依頼を行います。2インチ単結晶ウエハの開発案件に、2名の開発技術者が必要と考えております。

投資計画の内容は以下のとおりです。

- 1) 大型単結晶成長装置：50百万円 x 3台
- 2) 大型研磨装置（粗研磨、精密研磨）：100百万円 x 2台

この文書は、当社の新株式及び第18回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- 3) 大型単結晶切断設備：200 百万円（装置メーカーの開発費を含む）
- 4) 形状計測、表面粗さ計測等のウエハ評価装置：80 百万円（数件の装置を含む）
- 5) 開発人件費増：10 百万円/年・人 x 2 人 x 2 年 = 40 百万円

② 4 インチモザイクウエハの開発投資について

4 インチモザイクウエハの開発は、現在進めています 2 インチモザイクウエハの製作技術開発をベースとして、さらに大型のモザイクウエハを製作する技術を構築する必要があります。

また、当社のイオン注入を使った分離技術によって 4 インチモザイクウエハを量産することとなりますが、製作した親結晶及びウエハの表面を平滑にする必要があります、これを可能とする 4 インチ対応の大型の研磨機を開発する必要があります。

4 インチウエハは半導体製造プロセスの標準的な装置構成によって、デバイスの製作を行うものですが、その場合には既存の製造プロセスに適合できるウエハとする必要があります。例えば、表面の粗さ、反り、うねりといった形状の制御は必須であり、これらを評価できる設備の導入も必須です。

また、4 インチウエハの開発に当たり、モザイク結晶での開発の他に、シリコン等の他材料のウエハ上にダイヤモンドの基板を貼り付ける、貼り付けウエハでの開発も同時並行で進める考えです。この開発はこれまでの当社のウエハ作製技術とは異なった内容であり、一部の開発を国立研究開発法人産業技術総合研究所にも委託するような方法も考慮に入れております。従って、委託研究費などの費用も必要になると考えております。

4 インチウエハをモザイク結晶で開発する計画が最優先ですが、このためには①に記載した 50x50mm 単結晶の開発が必要です。2027 年 9 月までにこの開発が完了すれば、そこから 4 インチモザイク親結晶の開発に着手し、目標としている 2029 年 3 月までにこれを完成する所存です。

一方、4 インチウエハのモザイク親結晶を作るためには、現状の成長装置の成長可能面積の拡大や、研磨装置の大型化が必要であり、それらの開発は①の 2 インチ単結晶ウエハの開発と並行して進める所存です。4 インチモザイク結晶の開発が可能かどうかは、2027 年 10 月には見通しを明らかにできると考えています。ここでモザイク結晶の開発が難しいとの見通しになった場合には、単結晶ウエハの開発や、張り付けウエハの開発が行えるように、事前に基礎的な検討を行う所存です。記載した貼り付けウエハ関連開発の費用には、この様な他の方法による 4 インチモザイクウエハの開発に係る費用も、含まれております。4 インチモザイクウエハの開発案件に、2 名の開発技術者が必要と考えております。

- 1) 大面積成長装置 (915MHz 装置等)：160 百万円
- 2) 大面積研磨装置：100 百万円 x 2 台
- 3) 形状計測関連設備：合計 120 百万円 x 1 式
- 4) 貼り付けウエハ関連開発（共同研究費を含む）：270 百万円
- 5) 開発人員増強：10 百万円/年・人 x 2 人 x 3 年 = 60 百万円

③ 2 インチ低抵抗ウエハの開発投資について

大電力を扱うパワーデバイスではほぼ必須の構造である縦型デバイスでは、大型化された低抵抗基板を使用する必要があります。電気自動車で使用するようなパワーデバイスの開発を目指す各社にとっては、早急に低抵抗の大型ウエハが必要で、共同研究を進める計画の本田技研だけでなく、内外の研究機関から開発を求められています。このウエハは通常のダイヤモンド結晶の大型化とは異なった製作手法が必要です。これは、低抵抗ダイヤモンドはホウ素を高濃度に含有したダイヤモンドですが、当社の基盤技術であるイオン注入による分離技術が適用できないという大きな違いがあります。この技術が適用できないことによって、モザイク結晶の作製も当社が行う通常の方法では行えないことが分かっています。また、現在低抵抗ダイヤモンドの製造に使用しているレーザーによる母結晶の切断による分離法は、2 インチ以上の大型ウエハへは適用できないと考えられます。従って、当社としては他の方策を検討する必要があります。今後 1 年間に基礎的な検討を経て、2～3 通りの手法を考案し、それぞれを実際に試した上で実用的な手法を確立する計画です。基礎的な検討の段階で新しい手法が明確となれば、特許の出願を行って、新しい技術を今後のウエハ販売の武器としてまいります。製造工程が決まっている場合に比べますと、開発費用が多額となると考えられます。しかし、EV に適用できるパワーデバイスが実用化すれば、市場は確実に巨大となり、当社としても大量のウエハ供給が求められることとなります。このデバイスが実用化するには最低でも 10 年を要すると見られますが、各社はすぐにでも開発をスタートしたいと考えており、製品化できれば開発需要だけでも非常に大きな市場となると想定できます。当社は現時点では世界で唯一気相成長法による低抵抗ダイヤモンドを商品化している企業として、今後のこの開発の先頭を切ってゆくことで、EV においてダイヤモンドパワーデバイスの実用化に向けて積極的な後

押しをしてゆく所存です。

また、低抵抗ダイヤモンドの製造に用いられるボロンの原料として現在使用しているトリメチルボロン（TMB）は非常に高価で、大型ウエハの価格をユーザーが想定するレベルに下げることが困難と考えられます。代替する原料としてはジボラン（B2H6）ですが、猛毒の物質であり、使用するためには排ガスの処理や供給設備の漏洩対策が必要です。これらの対策を⑤で示す新しい開発建屋で実現することを想定しています。2インチ低抵抗ウエハの開発案件に、1名の開発技術者が必要と考えております。

- 1) 大出力レーザー装置：300 百万円（メーカー開発費を含む）
- 2) ジボラン使用環境の構築：200 百万円
- 3) 大型低抵抗ダイヤモンド成長装置：70 百万円 x 3 台
- 4) 低抵抗ダイヤモンド物性評価装置等：合計 100 百万円
- 5) 開発人員増強：10 百万円/年・人 x 1 人 x 2 年 = 20 百万円

④ラボグロウンダイヤモンド原石増産及び宝石販売体制の確立について

宝石のビジネスを展開するためには、一定量以上のルースを確保することが非常に重要です。これはユーザーの要求が多岐にわたるために、これに応えることができるカット形状、カラット数、カラーなどの品質を揃える必要があります。通常と考えれば、数千カラットの宝石を生産できることは、初期的なビジネスとして必要な量と考えられますが、現在の当社の生産能力は、全成長装置を使ったとしても、原石を約 5000 カラット/月しか製造できず、ルースにすると 1500 カラット/月以下と推定されます。

また、当社の成長装置 1 台当たりの生産量は 150 カラット/月で、インドの企業に比べると見劣りしています。宝石の販売は量だけでなく、デザインや販売方法によって大きく左右されますが、やはりある程度の生産量の確保は、コスト低減には必須の要件と考えられます。1 台当たりの生産量を拡大するためには、成長装置の改良が必要ですが、既にウエハ開発において成長装置の面積化は達成しており、その装置を原石生産に適用することで、ゼロから改良を行う場合と比較し、大幅なコスト削減ができると考えられます。改良には 1 年近くの期間が想定され、現状の装置に比べると高価になると想定しています。最初は試作的に少数の改良した成長装置を導入し、量産の見通しが立てば、この成長装置を多数購入して当社にて同様の改良をすることで原石の生産規模を一気に拡大できると考えられます。既存の成長装置の改造も行って面積化を行うので、当社の原石生産能力が拡大します。

この様にして作製した原石からルースを製作し、宝飾品の販売業者に販売するか、当社が独自のサプライチェーンを形成して、宝飾品を製作するかを検討します。また、販売についてもサプライチェーンの構築は必要と考えられますので、このための費用も発生する可能性があります。現時点では予測する数値を持っておりません。

前回の資金調達で原石生産設備の増強はほとんどできておりませんので、これらの増強を進める所存です。また、カラーダイヤモンドが開発できており、当社のルースや宝飾品としての品揃えの点から、非常に重要な商品となると考えております。今般の投資では、カラーダイヤを生産するための成長装置としても使用できるように対応する計画です。

また、販売方法の一つとして、ネットを通じての販売を積極的に行う計画です。HP の作成や、SNS 等による宣伝活動、インフルエンサーの活用等に約 220 百万円を使用する所存です。

なお、資金使途の内訳は以下のとおりです。

- 1) 原石生産能力増強：成長装置 40 百万円 x 12 台
- 2) 多結晶部分切断装置：100 百万円 x 1 台
- 3) 宝石及び宝飾品の販売体制の構築：220 百万円

⑤開発並びに製造工場の増、新設

上記の各種装置を収納し、開発や生産作業を実施するには、現在保有している生産工場や開発工場の面積が不足しています。開発センターは既に新規の設備導入はほとんど不可能で、島工場には約 500m²の空きスペースが残っているにすぎません。上記の設備を全て導入した場合には、最低でも 1500m²の面積が必要と考えており、このスペースを新たな建物で確保する必要があります。

現在の開発センターや、横江、島工場がある茨木市の南地区で、この条件に適合する貸建物を探るか、土地を借りて建屋を建設するかを、検討しております。現在の最有力候補としては、島工場の南側の隣接地があります。一部の土地は購入し、残りは借地として利用しますが、利用するために必要な地盤改良等の諸工事を合わせ、建物を建てる準備費用としては約 3 億円を想定しています。

また、現在の本社が工場等と離れた場所にあり、業務への影響も生じておりますので、本社との統合も含めて検討を行いたいと考えております。

本社との統合も視野に入れた建屋の建設では、最低でも 2000m²の床面積が必要で、その場合の建設開

連費用は8億円程度を要するものと考えております。大型の投資となりますので、この投資については当社ビジネスの状況を見ながら、決断をする所存です。仮に本田技研との共同研究が開始されれば、2027年4月頃には大型ウエハ開発のための各種開発設備のスペースが必要ですが、上記の建屋建設が間に合わない場合には、島工場や横江工場の空きスペースに仮設置を行った後、建屋完成を待って移転させることを検討いたします。

- 1) 一部の土地購入費用：120百万円
- 2) 建設予定地の整地、届出等：80百万円
- 3) 本社、開発兼用建物建設：555百万円
- 4) 部分的なクリーンルーム構築：100百万円

2025年度に行った設備投資は、以下の状況でした。

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手 年月	完了予定 年月	完成後の生 産能力増加 率
		総額 (千円)	既支払額 (千円)				
横江工場(大 阪府茨木市)	研磨工程増産 投資	77,439	77,439	自己資金 及び借入 金	2024年11月	2025年10月	15%
	低抵抗基板増 産投資	131,907	131,907	自己資金 及び借入 金	2025年3月	2025年8月	65%
開 発 セ ン ター(大阪府 茨木市)	ウエハ形状計 測	39,614	39,614	自己資金 及び借入 金	2025年4月	2025年12月	—
	大型単結晶開 発投資	19,080	19,080	自己資金 及び借入 金	2025年5月	2026年1月	—

2026年度の投資予定

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手 年月	完了予定 年月	完成後の生 産能力増加 率
		総額 (千円)	既支払額 (千円)				
横江工場(大 阪府茨木市)	高真空成長装 置新設、改造	55,000	0	自己資金	2026年5月	2027年4月	5%
	大面積成長装 置(915MHz)	15,000	0	自己資金	2026年10月	2027年10月	10%
島工場(大阪 府茨木市)	ウォーター ジェットレー ザー	120,000	0	自己資金	2026年9月	2027年10月	20%
	原石成長装置	200,000	0	自己資金	2026年8月	2027年5月	10%
	島工場(大阪 府茨木市) 大型研磨試作 機	50,000	0	自己資金	2026年12月	2027年10月	—
	通常研磨装置	40,000	0	自己資金	2026年8月	2027年3月	—
開 発 セ ン ター(大阪府 茨木市)	両面ラップ装 置	30,000	0	自己資金	2026年8月	2027年2月	—
	ウエハ形状計 測置	30,000	0	自己資金	2026年10月	2027年2月	—
別立地(大阪 府茨木市)	用地購入	180,000	0	自己資金	2026年9月	2027年4月	—
	用地工事	15,000	0	自己資金	2026年10月	2027年10月	—

(注) 2026年度の投資予定における全ての項目について本資金調達による調達資金を充当予定です。

また、過去のファイナンスに係る調達状況及び充当状況は以下のとおりです。

この文書は、当社の新株式及び第18回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

第三者割当による第 17 回新株予約権の発行

割 当 日	2024 年 9 月 4 日
発行新株予約権数	23,000 個
発 行 価 額	新株予約権 1 個につき金 420 円 (総額 9,660,000 円)
発行時における 調達予定資金の額	2,138,660 千円 (差引手取概算額) 円
割 当 先	野村証券株式会社
募集時における 発行済株式総数	13,155,600 株
当該募集による 潜 在 株 式 数	普通株式 2,300,000 株
現時点における 行 使 状 況	行使済株式数 : 2,300,000 株
現時点における 調達した資金の額 (差引手取概算額)	1,547 百万円 (差引手取概算額)
発行時における 当初の資金使途 及び金額	①宝石加工に係る設備投資資金 : 550 百万円 ②原石増産用成長装置に係る設備投資資金 : 780 百万円 ③デバイス関連開発装置に係る設備投資資金 : 450 百万円 ④海外現地法人の設立等及びデバイス開発における従業員雇用に係る 運転資金 : 358 百万円
発行時における 支 出 予 定 時 期	2024 年 9 月～2027 年 9 月
資金使途変更後の 資 金 使 途 及び金額 (下線部が 変更箇所)	①原石増産用成長装置に係る設備投資資金 : <u>175 百万円</u> ②デバイス関連開発装置に係る設備投資資金 : <u>111 百万円</u> ③海外現地法人の設立等及びデバイス開発における従業員雇用に係る 運転資金 : 358 百万円 ④開発並びに製造工場の増、新設 : <u>903 百万円</u>
資金使途変更後の 支 出 時 期	①2024 年 12 月～2025 年 10 月 ②2024 年 10 月～2026 年 3 月 ③2024 年 10 月～2026 年 3 月 ④2027 年 8 月～2028 年 12 月 (2028 年 12 月までに全額充当予定)
現時点における 充 当 状 況	①原石増産用成長装置に係る設備投資資金 : 175 百万円 (未充当額 0 円) ②デバイス関連開発装置に係る設備投資資金 : 111 百万円 (未充当額 0 円) ③海外現地法人の設立等及びデバイス開発における従業員雇用に係る 運転資金 : 358 百万円 (未充当額 0 円) ④開発並びに製造工場の増、新設 : 全額未充当 (2028 年 12 月までに調 達資金の残存額を全額充当予定)

- (注) 1. 2026 年 2 月 4 日付「行使価額修正条項付新株予約権の大量行使及び行使完了、並びに月間行使状況に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、第 17 回新株予約権の行使は完了しております。
2. 発行決議日付で上記のとおり資金使途及び支出予定時期を変更いたしました。
3. 第 17 回新株予約権による資金調達は 2026 年 1 月末まで進捗が遅く、その時点では 9 億円程度しか調達できておりませんでした。この金額では大型の投資を行う決断ができず、宝石加工の設備投資や工場の改造に着手できませんでした。一方、種結晶や宝石の販売について、SFD

この文書は、当社の新株式及び第 18 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

India や SFD Antwerp を稼働させる必要があります、このために予想以上の資金を使用しました。また、SFD 及び SFD Antwerp で宝石を販売してユーザーを確保するために、当座の販売用ルースを購入し、在庫として保有しました。宝石ビジネスの実行手順が当初計画と異なったため、資金の使用が計画どおりには進みませんでした。

4. 資金使途変更後の資金使途④「開発並びに製造工場の増、新設」は、上記「⑤開発並びに製造工場の増、新設」と同様です。

3. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

①本新株式

発行決議時プレスリリースの「1. 募集の概要 ※本新株式について発行決議日から条件決定日まで一定期間を設けた趣旨」に記載のとおり、今般の発行においては、発行決議日と同日に中期経営計画が公表されるとともに、本新株予約権の発行が決議・公表され、当該公表を受けての株価の値動きを予測することは困難でした。当社は、かかる公表に伴う株価への影響を織り込みつつ、既存株主の利益に配慮するため、本新株式1株当たりの払込金額を、発行決議日の直前取引日の終値の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額、又は条件決定日の直前取引日の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い額とすることといたしました。

当該決定方法により、2026年6月1日開催の当社取締役会において、条件決定日の直前取引日の終値の92%に相当する金額である1,058円と、2026年5月26日の終値の92%に相当する金額である1,035円を比較し、本新株式1株当たりの払込金額を、1,058円としました。

このような払込金額の決定方法を採用し、払込金額の基準となる株価について、発行決議日又は条件決定日までの一定期間ではなく、発行決議日又は条件決定日の直前取引日における終値を採用することとしたのは、直近の株価が当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断したためです。当社は、上記払込金額の決定方法について、条件決定日の直前取引日の終値の92%を1つの基準としているものの、発行決議日の直前取引日の終値の90%を下回る払込金額とはならないことから、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日制定）にも則っているものと考え、また、現在の当社の財務状況及び今回のエクイティ・ファイナンスにより割当予定先が負う価格下落リスク、割当予定先との長期的な関係強化により中長期的な株主価値の向上が見込まれること等も総合的に勘案し、ディスカウント率を含め、各割当予定先とも十分に協議の上、決定いたしました。

以上のことから、当社は、本新株式の払込金額の決定方法は、適正かつ妥当であると判断しております。この判断に基づいて、当社取締役会は、本新株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、取締役全員の賛成により本新株式の発行につき決議いたしました。

なお、かかる払込金額は、条件決定日の直前取引日までの直前1か月間の終値の単純平均値である1,210円（小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算について同様に計算しております。）に対して12.56%のディスカウント（小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率又はプレミアム率の数値の計算について同様に計算しております。）、同直前3か月間の終値の単純平均値である1,245円に対して15.02%のディスカウント、同直前6か月間の終値の単純平均値である998円に対して6.01%のプレミアムとなる金額です。

なお、当社は、本新株式の発行価額の決定にあたっては、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準としており、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠していることから、本新株式の発行価額の決定方法は合理的であると判断しました。

さらに、当社監査役3名（全て社外監査役）全員から、本新株式の払込金額は、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準としており、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠していることから、竹内工業及び樋屋に特に有利な金額ではなく、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見がなされています。

②本新株予約権

発行決議時プレスリリースの「1. 募集の概要 ※本新株予約権について発行決議日から条件決定日まで一定期間を設けた趣旨」に記載のとおり、今般の発行においては、発行決議日と同日に中期経営計画が公表されるとともに、本新株式の発行が決議・公表され、当該公表を受けての株価の値動きを予測することは困難でした。当社は、かかる公表に伴う株価への影響を織り込むため、発行決議日時点における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値を算定し、高い方の金額を踏まえて本新株予約権の発行価額を決定することといたしました。

この文書は、当社の新株式及び第18回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

上記に従って、当社は、発行決議日時点及び条件決定日時点の本新株予約権の価値を算定するため、本新株予約権の発行要項及び本買取契約の諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関（株式会社プルータス・コンサルティング、代表者：野口真人、住所：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号）に依頼しました。当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権の発行要項及び本買取契約の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを適用して算定を実施するものとししました。また、当該算定機関は、評価基準日における当社株式の株価（発行決議日時点：1,125円、条件決定日時点：1,149円）、ボラティリティ（発行決議日時点：82.52%、条件決定日時点：82.93%）、配当利回り（発行決議日時点：0%、条件決定日時点：0%）、無リスク利率（発行決議日時点：1.415%、条件決定日時点：1.37%）等を考慮し、当社及び岡三証券の権利行使行動等に関する一定の前提（取得条項に基づく当社からの通知による取得はなされないこと、当社の資金調達需要が発生している場合には当社による停止指定が行われず、本新株予約権の割当予定先による権利行使及び株式売却が当社株式の出来高の一定割合の株数の範囲内で実行されることを含みます。）を置き、評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、岡三証券との間での協議の上で、発行決議日時点の本新株予約権の1個の払込金額を、当該評価額と同額である金1,120円としました。また、株価変動等諸般の事情を考慮の上で本日（2026年6月1日）を条件決定日としたところ、本日（条件決定日）時点の評価額は、1,144円と算定され、当社はこれを参考として、岡三証券との間の協議を経て、本日（条件決定日）時点の本新株予約権1個の発行価額を、金1,144円と決定しました。その上で、両時点における発行価額を比較し、より既存株主の利益に資する発行価額となるように、最終的に本新株予約権1個当たりの発行価額を金1,144円と決定しました。なお、本新株予約権の行使価額は、当初、2026年5月29日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値である1,149円とするとともに、本新株予約権の行使価額の修正に係るディスカウント率は、当社普通株式の株価動向等を勘案した上で、岡三証券との間での協議を経て8%としました。

なお、当社は、本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、当該評価額を基準として決定される本新株予約権の発行価額の決定方法は合理的であると判断いたしました。

また、当社監査役3名（全て社外監査役）全員から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、①本新株予約権の払込金額の算定に際しては、第三者算定機関が、本新株予約権の行使価額、当社株式の株価、ボラティリティ、配当利回り、無リスク利率等の本新株予約権の公正価値に影響を及ぼす可能性のある事象を前提とし、かつ、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しており、かかる第三者算定機関による公正価値の評価額は適正かつ妥当な価額と解されるところ、②第三者算定機関によって算出された本新株予約権の評価額を踏まえて本新株予約権の払込金額が決定されていることから、本新株予約権の払込金額は、岡三証券に特に有利でなく、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見を得ています。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式発行による新規発行株式数472,500株（議決権数4,725個）に、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数3,000,000株（議決権数30,000個）を合算した株式数は3,472,500株（議決権数34,725個）であり、2026年3月31日現在における当社発行済株式総数15,474,600株（議決権数154,385個）を分母とする希薄化率は22.44%（議決権ベースの希薄化率は22.49%）に相当します。そのため、本新株式及び本新株予約権の発行により、当社普通株式に相当の希薄化が生じることになります。

しかしながら、当社は、本新株式及び本新株予約権による資金調達により調達した資金を上記「2. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載した資金使途に充当する予定であり、これは当社の今後の成長基盤の確立と中長期的な成長戦略の実現につながり、当社の企業価値が向上するものと想定され、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。

また、今般の資金調達については、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数3,000,000株に対し、東京証券取引所における当社普通株式の過去6か月（2025年11月から2026年4月まで）における1日あたり平均出来高は1,195,297株、過去3か月（2026年2月から2026年4月まで）における1日あたり平均出来高は2,066,958株であって、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流

この文書は、当社の新株式及び第18回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

動性を有しております。したがって、本新株予約権による資金調達に係る当社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

4. 大株主及び持株比率

割当前（2026年3月31日現在）		割当後	
藤森 直治	6.87%	竹内工業株式会社	6.30%
竹内工業株式会社	5.89%	藤森 直治	5.61%
加茂 睦和	1.94%	株式会社榎屋	2.10%
株式会社SBI新生銀行	1.79%	加茂 睦和	1.58%
北城 恪太郎	1.75%	株式会社SBI新生銀行	1.46%
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	1.67%	北城 恪太郎	1.43%
株式会社フューチャーパートナーズ	1.62%	モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	1.36%
株式会社榎屋	1.35%	株式会社フューチャーパートナーズ	1.32%
三星ダイヤモンド工業株式会社	1.29%	三星ダイヤモンド工業株式会社	1.06%
日本証券金融株式会社	0.69%	日本証券金融株式会社	0.56%

- (注) 1. 「持株比率」は、2026年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。
2. 岡三証券の本新株予約権の保有目的は投資目的とのことであり、岡三証券は、本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を売却する方針であるとのことです。したがって、岡三証券による本新株予約権行使後の当社普通株式の長期保有は約されておきませんので、同社に係る割当後の「大株主及び持株比率」の記載はしていません。
3. 「持株比率」は、発行済株式（自己株式を除きます。）の総数に対する割合を小数点第3位を四捨五入しております。
4. 割当後の持株比率は2026年3月31日現在の発行済株式総数に、本新株式及び本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式を加えて算出しております。

この文書は、当社の新株式及び第18回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

株式会社イーディーピー
新株式発行要項

1. 募集株式の種類及び数
普通株式 283,500 株
2. 募集株式の払込金額
1 株当たり 1,058 円
3. 払込金額の総額
299,943,000 円
4. 申込期日
2026 年 6 月 16 日
5. 払込期日
2026 年 6 月 16 日
6. 増加する資本金及び資本準備金の額
増加する資本金の額：149,971,500 円
増加する資本準備金の額：149,971,500 円
7. 募集及び割当の方法
第三者割当の方法により、すべての新株式を竹内工業株式会社に割り当てる。
8. 払込取扱場所
株式会社三井住友銀行 池田支店
9. その他
 - (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (3) その他新株式発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

株式会社イーディーピー
新株式発行要項

1. 募集株式の種類及び数
普通株式 189,000 株
2. 募集株式の払込金額
1 株当たり 1,058 円
3. 払込金額の総額
199,962,000 円
4. 申込期日
2026 年 6 月 16 日
5. 払込期日
2026 年 6 月 16 日
6. 増加する資本金及び資本準備金の額
増加する資本金の額：99,981,000 円
増加する資本準備金の額：99,981,000 円
7. 募集及び割当の方法
第三者割当の方法により、すべての新株式を株式会社榎屋に割り当てる。
8. 払込取扱場所
株式会社三井住友銀行 池田支店
9. その他
 - (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (3) その他新株式発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

株式会社イーディーピー
第 18 回新株予約権（行使価額修正条項付）発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社イーディーピー第 18 回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期間

2026 年 6 月 16 日

3. 割当日

2026 年 6 月 16 日

4. 払込期日

2026 年 6 月 16 日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権を岡三証券株式会社（以下「割当先」という。）に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 3,000,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

この文書は、当社の新株式及び第 18 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

7. 本新株予約権の総数

30,000 個

8. 各本新株予約権の払込金額

金 1,144 円（本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 11.44 円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初、1,149 円とする。但し、行使価額は、第 10 項又は第 11 項に従い修正又は調整される。

10. 行使価額の修正

第 16 項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日（株式会社東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値とし、以下「終値」という。）の 92%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が 689 円（以下「下限行使価額」といい、第 11 項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcccl} \text{調整後} & & & & \\ \text{行使価額} & = & \text{調整前} & \times & \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・} \times \text{1株当たりの} \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} & & \text{処分株式数} \quad \text{払込金額}}{\text{時価}} \\ & & & & \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・} \text{処分株式数}}{\text{時価}} \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、第三者割当により竹内工業株式会社及び株式会社榎屋に対して第 3 項記載の割当日付で当社普通株式を交付する場合、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 8 項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員又は従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬制度に基づく株式を交付する

この文書は、当社の新株式及び第 18 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、並びに会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員にストックオプション制度に基づき新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が、取得請求権付株式又は新株予約権が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式又は新株予約権の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合（但し、上記③により既に行使価額が調整されたものを除く。）

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 上記①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

この文書は、当社の新株式及び第18回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right] \times \begin{array}{c} \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金等による調整は行わないものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

この文書は、当社の新株式及び第18回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2026年6月17日（当日を含む。）から2028年6月19日（当日を含む。）までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。
- (2) 当社は、2028年6月19日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (3) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換、株式交付若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をした上で、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (4) 当社は、当社が発行する株式が株式会社東京証券取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

この文書は、当社の新株式及び第18回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

当社は、本新株予約権に関して新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を第 8 項記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項記載のとおりとした。

19. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 池田支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (4) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上